

# ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業実施業務委託

## 事業候補者募集要項

平成31年（2019年）1月

港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課

## 1 件名

ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業実施業務委託

## 2 公募の趣旨

港区基本計画の計上事業であり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等（以下「東京 2020 大会」という。）の国際大会等を見据えて、講義や体験、ボランティア実践活動等のプログラムを通じて、スポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーとなれる人材を育成し、東京 2020 大会等終了後もレガシーとしてスポーツを「支える」活動を継承していくことを目的として実施します。

この目的を達成するため、受託事業者には、参加者が知識や技術の向上を確実に図ることができるプログラム企画と多様な手法による運営能力が求められます。

以上のことから、区は、スポーツボランティア育成分野において優れた実績と高度な専門知識と事業の特性に関する十分な理解をもち、かつ、上記の能力を有する事業者を選定します。

## 3 業務の概要

### (1) 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### (3) 事業規模（提案上限額）

4,200,000 円（消費税 10%含む）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。（上記金額を超える見積書の提出はできません。）

## 4 参加資格要件

本件プロポーザルに応募する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下の要件を満たすこととします。各要件は、参加申込書等の提出日を基準日とします。

なお、区は本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本区が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加資格有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。
- (7) なお、共同事業者も全ての参加資格を有していること。

## 5 事業候補者決定までの日程（予定）

手続き	日 時
募集要項等の配布期間	平成 31 年 1 月 21 日（月）～2 月 5 日（火） 午後 5 時まで
質問書の受付期間	平成 31 年 1 月 21 日（月）～1 月 28 日（月） 正午まで
質問に対する回答日	平成 31 年 1 月 29 日（火）
参加申込書・企画提案書等の提出期限	平成 31 年 2 月 5 日（火）午後 5 時まで
一次審査（書類審査）	平成 31 年 2 月 18 日（月）予定
一次審査結果通知	平成 31 年 2 月 19 日（火）予定
二次審査（プレゼンテーション、質疑応答）	平成 31 年 2 月 21 日（木）予定
二次審査結果通知	平成 31 年 2 月下旬
契約締結・審査結果公表	平成 31 年 3 月中旬以降

## 6 募集要項等の配布

### （1）配布方法

「14 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区公式ホームページからもダウンロードが可能です。

### （2）配布期間

平成 31 年 1 月 21 日（月）～2 月 5 日（火）

※窓口配布は、午前 9 時～午後 5 時（土、日、祝日を除く。）

## 7 質問の受付及び回答

### （1）受付方法

「質問書（様式 2）」に必要事項と質問を記入のうえ、「14 担当・連絡先」へ F A X にて提出してください。送信後は確認のため、「14 担当・連絡先」まで電話連絡をお願いします。

なお、期限を過ぎた提出や、指定の質問書を用いない質問には一切回答しません。

### （2）受付期間

平成 31 年 1 月 21 日（月）から 1 月 28 日（月）正午まで

### （3）回答方法

平成 31 年 1 月 29 日（火）に、全ての質問に対する回答を、質問者名を伏せて、質問書に記載の F A X 番号あてに送信します。

なお、回答書は、1 月 30 日（水）以降、港区公式ホームページでも公表します。

## 8 参加申込書及び企画提案書の提出

### （1）提出期限

平成 31 年 2 月 5 日（火）午後 5 時まで

※受付は午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日及び正午から午後 1 時を除く）

(2) 提出方法

必ず事前に電話予約のうえ、直接持参し、提出してください。

(3) 提出先

「14 担当・連絡先」へご提出ください。

**9 提出書類及び提出部数**

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	様式 1	1 部	—
2	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）	—	1 部	—
	港区の競争入札参加資格登録業者以外の場合 ①登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ②印鑑登録証明書 ③財務諸表（最新の事業年度のもの） ④法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※①～③応募申込日前 3 ヶ月以内発行のもの ※④直近 1 年以内のもの	—	各 1 部	—
3	共同事業体構成書・委任状等 （該当する場合のみ） 《※ 1》	様式 3 - 1 様式 3 - 2 様式 3 - 3	1 部	—
4	ワーク・ライフ・バランス推進認定等企業確認書類 （該当する場合のみ） 《※ 2》	—	1 部	—
5	会社概要書	様式 4	1 部	7 部
6	類似事業の業務実績	様式 5	1 部	7 部
7	業務従事予定者の経歴、専門性	様式 6	1 部	7 部
8	企画提案書	様式 7	1 部	7 部
9	見積書及び内訳書	様式自由	1 部	7 部

《※ 1》港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、評価点の優遇はありません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区内事業者又は共同事業体で参加申請する場合

「一次審査における評価点」の5%（小数点以下切り上げ）を一次評価点に加点します。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定のうえ、代表事業者を定め、それぞれが単独で参加申請する場合に必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する、すべての事業者が別に示す応募資格要件を具備していることが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

**【提出書類】**

- ・共同事業体構成書（様式3-1）
- ・共同事業体協定書兼委任状（様式3-2）
- ・委任状（様式3-3）

**区内事業者として扱う事業者**

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

《※2》港区では、港区男女平等参画行動計画の方針に基づき、企業のワーク・ライフ・バランス推進を一層図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における必須の評価項目とし、一次審査評価点（合計点）の5%を合計評価点の内数として配点します。

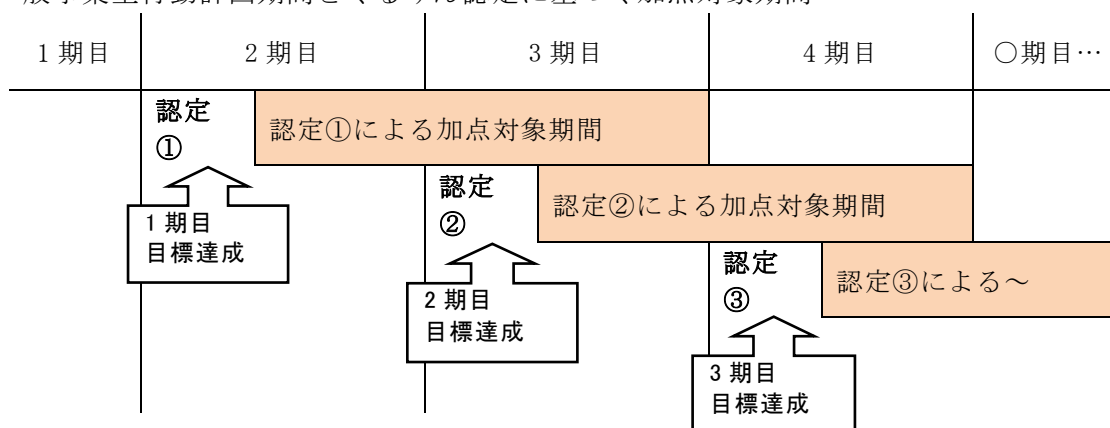
**【配点方法】**

一次審査における各審査項目の評価点合計（満点）が200点の場合「ワーク・ライフ・バランス推進」への配点は10点（200点×5%）。

**【一次審査における評価条件及び提出書類】**

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



#### (4) 提出書類等の体裁

- ①正本として、提出書類No. 1～9までをフラットファイル等にまとめて、1部提出してください。
- ②副本として、提出書類No. 5～9までをフラットファイル等にまとめて、7部提出してください。
- ③フラットファイル等の表紙及び背表紙には「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業実施業務委託企画提案書」と明記してください。
- ④審査の公平性を図るため、各様式及び見積書については、正本のみに貴社名等を記載し、副本については、貴社名や貴社名（協力事業者名を含む）を特定することが可能な箇所を全て伏せて作成ください。  
 ※社判や契印、社固有のマーク等で推測できるような記入がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- ⑤用紙サイズは、すべてA4サイズ、横書きとしてください。（縦置き、横置きは任意）  
文字サイズは、原則として11ポイント以上とします。カラー印刷、イメージ図、写真の使用は可とします。
- ⑥提出書類を格納した電子データ（PDF形式ファイル）をCD-Rで1枚提出してください。CD-Rの表面には、貴社名を記載してください。

### 10 各提出書類の留意事項

- (1) 会社概要書（様式4）  
様式に示した項目をすべて記入してください。
- (2) 類似事業の業務実績（様式5）  
直近5年間（平成26年度～30年度）の間に、地方公共団体から受託して行った類似業務（ボランティア育成事業、ボランティア講座等）の実績について、様式に示した項目を記入してください。
- (3) 業務従事予定者の経歴、専門性（様式6）  
本業務に従事する業務責任者、担当者について、様式に示した項目をすべて記入してください。  
ボランティア育成に関連する専門性のある資格について、記入してください。（例：普通救命講習、スポーツボランティアリーダー、障がい者スポーツ指導員等）  
また、受注期間中の他の担当業務については、企画提案書提出日時点のもの及び平成31年度に予定しているものを全て記入してください。  
なお、二次審査のプレゼンテーションの出席者は、様式に記載した業務責任者及び担当

者とし、特段の事情がない限り、契約後も業務に従事することになります。

(4) 企画提案書（様式7）

①実施体制、実施スケジュール

本件業務を履行するうえでの業務責任者や担当者の配置計画や実施体制、参加者への支援体制、実施までの具体的なスケジュール、講座実施時における安全対策、事故対応等、個人情報保護の手法について提案してください。

②業務に対する基本的な考え方、東京 2020 大会に向けたロードマップ及び東京 2020 大会後のロードマップ

本件業務の実施にあたり、港区スポーツ推進計画や区の地域特性を踏まえた基本的な考え方を明示してください。基本的な考え方を踏まえたうえで、東京 2020 大会までの具体的な道筋を示したロードマップ及び東京 2020 大会後もレガシーとして「支える」活動が継承される仕組みなどを示したロードマップを作成してください。

③講座内容

仕様書に基づき、全 8 回 12 コマの講義プログラムの具体的な内容について、提案してください。

④独自提案

本事業の企画提案にあたり、貴社の独自性が発揮されている内容やポイントについて提案してください。

(5) 見積書（様式自由）

書式は任意としますが、A 4 サイズとします。本業務に要する全ての経費の明細を示してください。

※なお、書類の不備は、審査時の減点対象又は失格の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

※別紙仕様書（案）及び本応募要項第 11 項にある選考基準を十分に踏まえ、企画提案をしてください。

## 11 選考基準と審査方法

事業候補者は、「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業実施業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の選考により決定します。

(1) 選考基準

選考委員会が定めた次の基準項目により選考を行います。

①一次審査

審査項目		評価の視点
1 基本事項の評価		
(1)	資格要件 (取得資格)	事業者又は業務責任者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか
(2)	専門技術力 (経験年数、実績)	業務責任者及び担当者の実務経験年数 類似業務の実績を有しているか。
(3)	専任性 (手持ち業務量)	業務責任者及び担当者の専任性
(4)	実施体制及び危機管理 対策、スケジュール	・本件業務を確実に遂行できる実施体制と実現性のあるスケジュールになっているか。 ・安全対策や事故発生時の対応は十分なものか。 ・個人情報の取り扱いや個人情報漏えい防止策は十分なものか。

(5)	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定
<b>2 企画提案の評価</b>		
(1)	理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的や区の地域特性について適切な理解がされているか。</li> <li>・港区スポーツ推進計画を踏まえた提案がなされているか。</li> </ul>
(2)	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨を踏まえた企画内容か。</li> <li>・東京 2020 大会まで及び東京 2020 大会後のレガシーを見据えた内容となっているか。</li> </ul>
(3)	具体性	本事業の目的を達成する具体性があるか。
(4)	実現性	講座内容やロードマップが明確で実現性があるか
(5)	独創性	独創性の高い内容が提案されているか
<b>3 見積価額の評価</b>		
(1)	見積価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の提示額範囲内の適正な金額であるか。</li> <li>・仕様書に合わせ、項目ごとの内訳が明示されているか。</li> </ul>

## ②二次審査

審査項目		評価の視点
<b>1 企画提案の評価</b>		
(1)	理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的や区の地域特性について適切な理解がされているか。</li> <li>・港区スポーツ推進計画を踏まえた提案がなされているか。</li> </ul>
(2)	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨を踏まえた企画内容か。</li> <li>・東京 2020 大会まで及び東京 2020 大会後のレガシーを見据えた内容となっているか。</li> </ul>
(3)	具体性	本事業の目的を達成する具体性があるか。
(4)	実現性	講座内容やロードマップが明確で実現性があるか。
(5)	独創性	独自性の高い内容が提案されているか。
<b>2 質疑応答の評価</b>		
(1)	取組姿勢	事業運営に対する姿勢、意欲
(2)	専門技術力	担当者の知識や専門性
(3)	対応力	質疑に対する的確な回答、対応力

## (2) 審査方法

選考委員会において、一次審査及び二次審査を実施します。

審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、区内事業者及び区外事業者が区内事業者と共同参加する場合は、一次審査における合計評価点の5%を加点します。(小数点以下切上げ)

また、区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」、東京都が認定する「東



京都ワーク・ライフ・バランス認定事業」、国が認定する「くるみん認定事業」「プラチナくるみん認定事業」を受けている場合は、一次審査における合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

①一次審査（書類審査）

提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を一次審査通過とします。

②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した事業者について二次審査を実施します。

提出された企画提案書を用いて説明していただきます。なお、これ以外の資料及びパワーポイント等プロジェクターを使用したプレゼンテーションはできません。

プレゼンテーション出席者は業務責任者を含む3名までとし、説明は業務責任者又は担当者に行っていただきます。所要時間は、プレゼンテーション10分程度、質疑応答20分程度の合計30分程度を予定しています。

二次審査の実施日時は、平成31年2月21日（木）を予定しています。実施場所等の詳細は一次審査通過者に別途通知します。

(3) 審査委員

区職員で構成します。選考結果の公表時以外は、委員の職及び氏名は公表しません。

## 12 審査結果の通知

(1) 一次選考結果通知

- |           |   |
|-----------|---|
| ①審査結果通知日  | 平成31年2月19日（火）予定   |
| ②審査結果通知方法 | すべての一次審査対象者へ審査結果を「参加申込書（様式1）」記載の電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通<br>知します。 |

(2) 二次選考結果通知

- |           |   |
|-----------|---|
| ①審査結果通知日  | 平成31年2月下旬   |
| ②審査結果通知方法 | すべての二次審査対象者へ審査結果を「参加申込書（様式1）」<br>記載の電子メールアドレス宛に通知し、後日郵送で正式文書を通<br>知します。 |

## 13 留意事項

(1) 選考結果の公表

プロポーザル方式における選考過程の情報及び審査委員は、選考終了後に公表を予定しています。なお、事業者名について二次選考の結果決定した事業者名のみ公表します。

(2) 提出資料の取り扱い

- ①提出された資料は、本件の選考以外に提出者に無断で使用することはありません。  
ただし、情報公開請求があったとき、その他、区が必要と認めるときは、区はこれを無償で使用できるものとします。
- ②提出された資料は、返却しません。

(3) 契約

- ①区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和30年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき、港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。なお、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。  
また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことをもって、運営期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。

- ②業務委託に要する費用に対し、平成 31 年度予算の範囲内で措置します。
  - ③適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、最長 3 年まで単年度契約をすることがあります。
- (4) 応募費用
- 応募に際し、必要となる資料の作成・提出に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (5) 次の各号に該当する場合は、応募は無効とします。
- ①この応募要項の「4 参加資格要件」に定める要件を満たさないことが判明した場合
  - ②この応募要項に定める提出方法、提出先又は提出期限の定めを満たしていないもの
  - ③提出した書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていないもの又は適切なマスキングが行われていないもの
  - ④提出した書類に、虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑤本プロポーザル方式による手続きの審査の公平性を侵害する行為が認められ、選考委員会の委員長が当該者を失格と認める場合
  - ⑥その他本プロポーザル方式による手続きへの参加に当たり、著しく信義則に反する行為等が認められる場合
- (6) 次の各号に該当する場合に限り、本募集要項に基づく手続きについて、再募集を行います。
- ①募集期間内に本募集要項に基づく手続きへの参加を希望する者が無い場合及び選考の結果、契約予定候補者（次点を含む。）として選考するものが無かった場合
  - ②本募集要項に基づく手続きへの参加を希望するものが 1 事業者のみである場合において、選考の結果、当該事業者を契約予定候補者として選考することができないと選考委員会が認めた場合
- (7) プロポーザルへの応募後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を遅滞無く提出してください。
- (8) 提出された書類の修正、差替え又は返却には応じられません。ただし、原本を除き、本募集要項に基づき選考されたものとの間で契約締結が行われた後においては、この限りではありません。
- (9) 提出書類の著作権は当該書類を提出した事業者に帰属するものとし、利用権は港区に属するものとします。

#### 14 担当・連絡先

港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課スポーツ企画担当

秋葉・阿部

所在地：東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 2 5 号 港区役所 7 階 7 0 9 番窓口

電話：03-3578-2752

FAX：03-3578-2749